

## ○本庄市公共施設等マネジメント推進審議会規則

令和4年3月31日

規則第23号

(趣旨)

第1条 本庄市公共施設等マネジメント推進審議会条例（令和4年本庄市条例第2号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、本庄市公共施設等マネジメント推進審議会（以下「審議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の可否等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員及び専門委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の開催の事前公表)

第3条 審議会は、会議が開催される日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の手続
- (5) その他周知が必要な事項

(会議の傍聴等)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

2 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された資料等を閲覧することができる。

(会議録等の公表)

第5条 審議会は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

(部会の所掌事務)

第6条 部会は、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

- (1) 条例第3条に掲げること。
- (2) その他審議会が公共施設等マネジメントの推進に関し必要と認めること。

(部会の組織)

第7条 部会は、審議会の会長が指名する審議会の委員及び専門委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会長は部会員の互選によりこれを定め、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。ただし、部会設置後最初の会議は、審議会の会長が招集する。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 第2条から第5条までの規定は、部会について準用する。

(会議結果の報告)

第9条 部会長は、会議の結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。